

針尾小学校いじめ防止基本方針

○ 学校教育目標

一人一人が目標を持ち、心豊かで、主体的に学び続ける児童の育成

○ 目指す子ども像

は…『はりきる子』 り…『理解する子』 お…『思いやる子』

【PTA との連携】

○懇談等、様々な機会を利用して、児童生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会の設置】

○校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、担任等（必要に応じて）
スクールカウンセラー、心の教育相談員 等

【関係機関との連携】

○子ども子育て支援センター
○子ども女性障害者支援センター
○警察（早岐警察署・針尾駐在所）
○青少年教育センター
○民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
 - (2) 生徒指導の充実
 - (3) 特別活動等の充実
 - (4) 児童生徒理解等、校内研修の充実
- いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【早期発見】

○日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に務め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア. 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ. 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア. いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ. いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ. 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

○年間計画

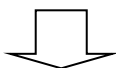
月	内容	備考
4月	学校基本方針の確認・登下校班の人員確認 歓迎遠足・1年生を迎える会 家庭訪問・PTA総会・授業参観・懇談会	登下校班でのつながり作り
5月	いじめ対策委員会<生徒指導連絡会>(1)・運動会	
6月	いのちを見つめる強調月間・校長講話 全校道徳授業・授業参観・懇談会 本の読み語り集会・学校支援会議① 6.29平和集会・折り鶴作り(縦割り活動)	道徳授業によるいじめ根絶意識の促進 児童アンケートの実施 縦割り活動による人間関係づくり
7月	児童教育相談・個別面談①・保護者面談 授業参観・懇談会・水泳教室・算数教室	個別面談による実態把握
8月	8.9平和集会・民生児童委員会連絡会・針尾夏祭り いじめ対策委員会<生徒指導連絡会>(2)	民生児童委員協議会との連携
9月	夏休み作品展・水泳参観 敬老葉書(敬老の日)	敬老葉書の作成による思いやりの表現活動
10月	登下校の安全に感謝する会 授業参観・懇談会	
11月	児童教育相談・個別面談②・校内持久走大会	地域の方々とのつながり作り
12月	人権集会・読書まつり・敬老葉書(年賀状) 授業参観・懇談会・学校支援会議②	個別面談による実態把握 読書による落ち着き心の成長
1月	新年の誓い・針尾小江上小6年生交流会 昔遊び交流会(老人会-1~2年生) 保育園交流会(5年生)	新年の誓いと自己目標の設定 様々な人々との交流
2月	いじめ対策委員会<生徒指導連絡会>(3) 新入生保護者入学説明会・授業参観・懇談会	今年度の取組の評価と次年度の計画
3月	6年生を送る会・学校支援会議③	

○ 組織的な対応イメージ

①いじめの予防

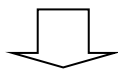
- 校内体制を確立する。
- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」「生徒指導支援資料」等の活用による教職員のいじめ対応力の向上を図る。
- 人権意識と生命尊重の態度を育成する。
- 「いのちを見つめる強調月間」等による道徳教育を充実させる。
- 児童会活動を通して、自己指導能力を育成する。
- 児童の「規範意識」「おもいやり」を育成する。
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化を進める。

②いじめの情報



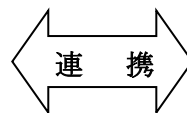
③情報の収集

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



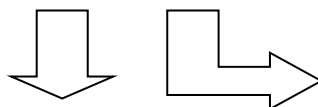
④指導・支援体制の構築

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。(学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、管理職などで役割を分担する。)



関係機関

※ 別紙参照



⑤A 児童への指導・支援

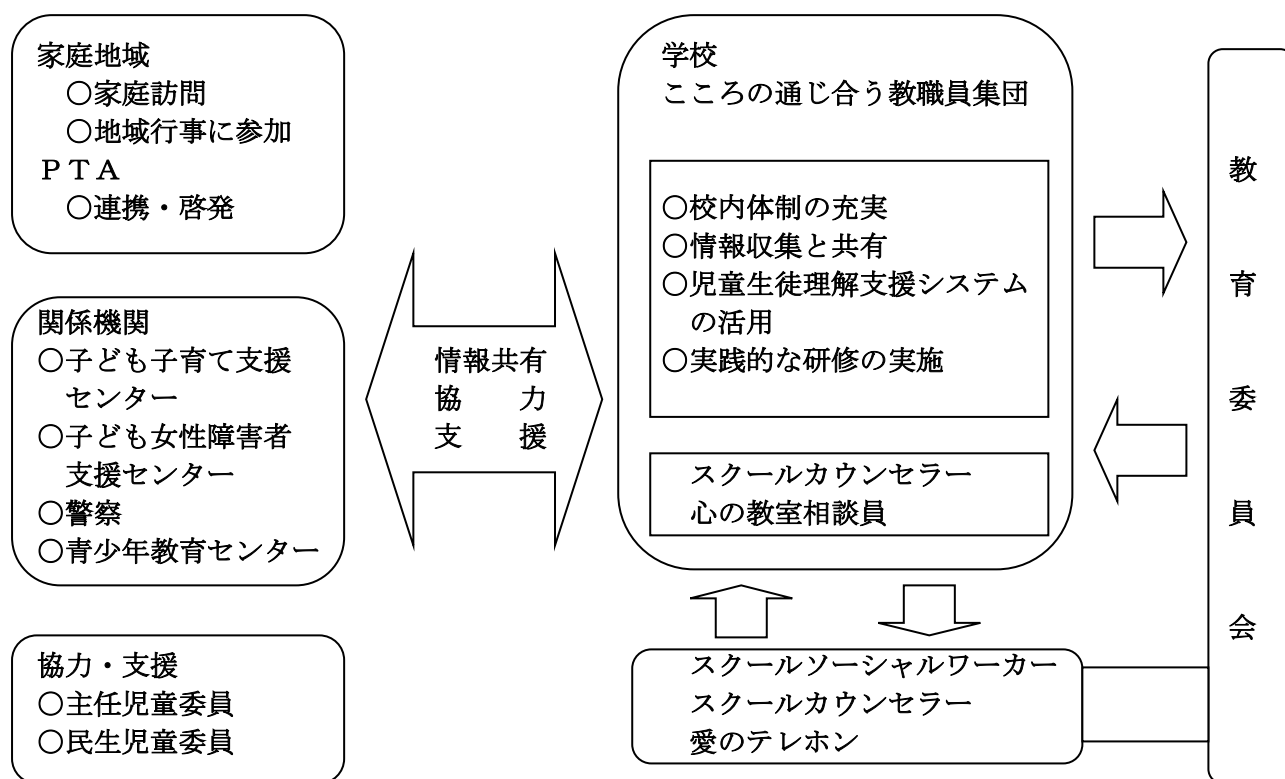
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせることが大切であることを伝える。

⑤B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に、状況把握に努める。

※別紙 いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり

○ 目指す学校像

- (1) 互いに鍛え合い、高め合う学校
- (2) 一人一人のよさを伸ばす学校
- (3) 互いに認め合い、支え合う学校